



家族や周囲の人が、目の前で突然倒れたり、事故に遭ったら、あなたはどうしますか。もし、蘇生法、止血法の救命手当や応急手当を少しでも知っていれば、全然違った結果になるかもしれないとしたり…。

通常、三分以内に呼吸を再開しなければ、蘇生後に後遺症を残し、六分以上たてば心臓も停止し、蘇生が困難になるといわれている。救急車が通報を受けてから、現場に到着するまで全国平均六・一分(二〇〇〇年・消防庁)。到着まで

ジーアンドエス社長 萩原 扶未子

の時間との勝負が、生死や後遺症の有無を分けるといえる。

この間に人工呼吸や心臓マッサージを施せる人がどれだけいるだろうか。携帯電話ですぐ連絡が取れる時代でも、ほとんどの人は動揺しパニックに陥り、傷病者の状況などを的確に通報できない。また、救急車が到着するまで、消防署から手当の指示があっても、知識がなければ適切な対応は難しい。

ある人が「横断歩道に人が倒れていて、それなりに交通量があるのに、どの車も通り過ぎていった」と嘆いていた。思うに、何もできない自分がわかっていて、何かしてあげたくても、あきらめた人が多かったの

ではないか。

それとは逆に先日新聞に、山で足の骨を折り動けなくなっていた女性を、たまたま通りかかった消防学校の生徒が、あり合わせのステッキやタオルで応急処置し、無事移送した記事が出ていた。それなりの知識があれば、誰でも同じこと

ができるはずだ。欧米では、「心肺蘇生法」は医師の知識というより、人間としての常識、あるいはマナーといった認識のようである。欧米に比べ蘇生法が普及していない日本の救命率は著しく低い。これらの改善のために、自動車免許取得者への講習や学校教育への導入、119番通

報時の口頭指導の試み(一九九九年・消防庁)などが開始されている。

しかし、家族や周囲の人による施行率は九七年で16・9%に過ぎず、心肺停止者の80%以上は救急車が到着するまで、何の手当や処置もされず放置されている(九八年・消防

庁)。現在、救命や応急手当の講習会は主な消防署と日本赤十字社で開催されている。ある程度の人数がいれば、出張講座もしてくれる。秋田市では八人に一人が受講しているため、救命率(心肺停止患者一か月後生存確率)が全国平均2・7

%に対して、秋田市13・6%(蘇生後社会復帰割合)と高くなっている(九七年・総務庁)。

十六歳以上は学校や職場、公民館などで、定期的な講習を義務付けるくらいに講習が必要ではないだろうか。金沢市議会議員の山野之義氏も昨年の議会連合

審査会で「一人でも多くの市民に講習を受講してもらうことが必要」と訴えていた。これにより、金沢市の消防でも講習の増設と、それにもなう養成員の増強も検討されていくのではないだろうか。ちなみに私は、八月に三日間十八時間の日本赤十字社主催の救急員養成講座を受講してきた。皆さんも、ぜひ!

救命法を学ぼう!